



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

① 貝塚市におけるこれまでの取り組み

貝塚市では、障害のある人の人権を尊重し、誰もが住み慣れた地域で、安全で生きがいのある社会を築き上げるため、昭和60年2月に「貝塚市障害者対策長期基本計画」を策定しました。

また、平成11年8月には、障害がある人も社会の一構成員として、障害がない人と平等に生活する社会をめざす「ノーマライゼーション」と、全人的な可能性の追求をめざす「リハビリテーション」の理念のもとに、障害のある人のすべてのライフステージに沿って適切な支援を行うことをめざし、「貝塚市障害者福祉計画」（計画期間は平成11年度から平成20年度までの10年間）を策定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んできました。

この障害者福祉計画では、基本目標として、

- 『人権尊重に根ざした障害者の主体性・自立性の確立』、
- 『障害者が平等に、安全で、快適に心豊かに暮らせる福祉のまちづくり』、
- 『ノーマライゼーション社会の実現』

の3点を、また重点課題として、

- 『ライフステージに沿った総合的な施策の推進』、
- 『重度・重複障害及び高齢障害者への支援施策の充実』、
- 『バリアフリー社会の推進』

の3点をそれぞれ掲げ、施策推進の方向性を指し示しています。

平成19年3月には、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざすうえでの基盤となる障害福祉サービスの方向性を明らかにするものとして、第1期の「貝塚市障害福祉計画」（計画期間は平成18年度（10月～3月）から平成20年度までの2年半）を策定し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

②国の動向

障害者福祉計画が策定された平成11年以降、全国的に少子・高齢化が着実に進行するなど、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、また、障害者施策に関しても、障害のある人本人や介助者の高齢化、障害の重度化・重複化などへの対応が迫られています。

《精神保健福祉法の改正》

国においては、平成11年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）の改正により、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業が法定化され、そのなかの一つとして、精神障害者居宅介護事業が位置づけられました。

《社会福祉法の制定と障害者関係法の改正》

平成12年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の制定に伴い、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（障害児関係）の一部が改正され、身体障害者福祉サービス、知的障害者福祉サービス、障害児福祉サービス（在宅サービスのみ）について、平成15年度から、利用者が事業者と契約を結び、サービスの提供を受ける支援費制度へと改められました。

《国際生活機能分類（ICF）の採択》

平成13年（2001年）5月のWHO（世界保健機関）総会で採択された「国際生活機能分類（ICF）」では、障害を機能障害、能力障害といったマイナス面のみでとらえるそれまでの「国際障害分類」を改め、個々の能力に応じてどのような生活機能を有するかというプラス面からみるように障害の考え方が大きく転換されました。また、国際生活機能分類（ICF）においては、「障害があるということ（活動の制約や参加の制限）はだれにでも起こりうるもの」と提起されており、平成14年12月に閣議決定された国の「障害者基本計画」においても、その重要性が明言されています。

《障害者基本計画の策定と障害者基本法の改正》

平成15年度からはじまった国の「障害者基本計画」は、『リハビリテーション』『ノーマライゼーション』の理念を継承しつつ、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざして、平成24年度までの障害者施策の基本的方向について明らかにしています。また、



あわせて平成19年度までの5か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施5か年計画」も策定されました（平成19年12月に改定）。

平成16年には、障害者基本法の一部が改正され、国や地方公共団体の責務として「権利の擁護」、「差別の防止」、「障害者の自立及び社会参加の支援」等が明記されるとともに、市町村障害者計画の策定が義務化されました。

《障害福祉に関わる大幅な制度改革》

平成15年度より開始された支援費制度は、障害のある人の地域生活を進めるうえで重要な役割を果たす一方、地域によるサービス提供水準の格差が大きく、支援制度やサービス基盤の整備が遅れている精神障害のある人が制度の対象とされないなどの問題点を抱えていたほか、在宅サービスの利用者が大幅に増加し、支援費の国庫負担が初年度より大幅に予算額を超過する状況で推移しました。

これらのことから、障害の種別による制度格差の解消とサービス体系の再編・一元化、就労支援の抜本的強化、障害程度に関する客観的な尺度の導入などを主眼として、障害福祉施策の大幅な改革の方向性をとりまとめた「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年度から同法に基づく新たな障害福祉サービスの提供が開始されました。

《その他、障害者施策に関連する法令・条例等の動き》

平成16年には、広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月より施行されました。

平成17年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年度以降における「障害者法定雇用率」の算定対象として、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害のある人も加えられることになりました。

平成18年には、「学校教育法」等が改正され、平成19年度よりそれまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」として制度的に統合するとともに、小・中学校における特殊学級についても「特別支援学級」と呼称を改め、法律上で明確に位置づけられることになりました。

また同年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、建築物や公共交通機関をはじめとする面的なバリアフリー化、生活環境の整備を進めることとなりました。

平成18年12月には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国も平成19年9月に署名しました。同条約は、障害のある人の固

第2次貝塚市障害者計画・第2期貝塚市障害福祉計画

有の尊厳、個人の自立及び自律、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、さまざまな分野において障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けており、平成20年5月に批准国が20か国に達して発効しました。今後は障害のある人の人権及び基本的自由の完全な実現に向けた法制化と条約への早期批准が課題となっています。

③府の動向

大阪府においては、平成15年に「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念とする「第3次大阪府障害者計画」（平成24年度まで）を策定するとともに、平成19年には「第1期大阪府障害福祉計画」（平成20年度まで）を策定し、障害者施策のより総合的かつ計画的な推進に向けて各種の取り組みが進められています。

(2) 計画策定の趣旨

今回の計画策定は、第1次の「貝塚市障害者福祉計画」及び第1期の「貝塚市障害福祉計画」がともに平成20年度で計画期間が終了することを受けるとともに、障害保健福祉に関わる施策・制度の大幅な改革、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざす障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにしていくものとして、全体計画である第2次「障害者計画」、障害福祉サービスの方向性を示す第2期「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。



2. 計画の位置づけと期間

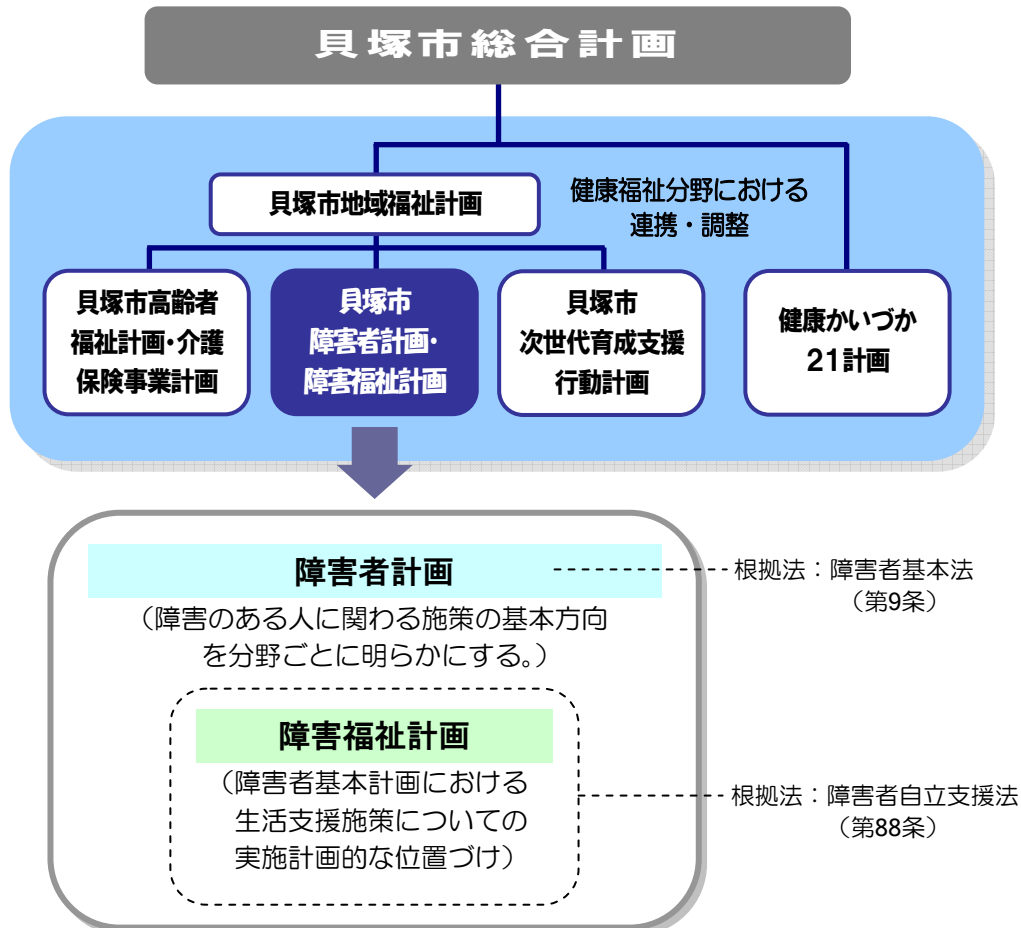
(1) 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、貝塚市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

「障害福祉計画」（「第5章 障害福祉サービスの内容と見込み」部分）は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、貝塚市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などに関する提供体制の確保、見込量等を定めるもので、本市では「障害者計画」と一体的に策定しています。

同時に、両計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施5か年計画」、大阪府の「第3次大阪府障害者計画」等の内容を十分に踏まえながら、「貝塚市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「貝塚市地域福祉計画」など各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。

「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



(2) 計画の期間

「障害者計画」の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。ただし、障害福祉計画にあたる「第5章 障害福祉サービスの内容と見込み」については、障害者自立支援法の規定により平成21年度から平成23年度までの3年間となります。

また、国における中長期的な障害者施策・制度の見通しが不透明な状況にあることもあり、社会情勢の変化等を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととします。

「障害者計画」と「障害福祉計画」の対象期間

	18年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30年度
総合計画	第4次総合計画										第5次総合計画		
障害者計画	前計画(平成11年から)			第2次障害者計画									
障害福祉計画	第1期障害福祉計画												
				第2期障害福祉計画									
(平成24年度以降の方向性は未定)													

3. 計画の策定体制

本計画は、障害のある人へのアンケート調査や関係団体等へのヒアリング調査等を実施し、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される障害者施策推進協議会において、計画の策定にあたりました。